

令和6年度第1回大網白里市地域公共交通活性化協議会
運賃協議分科会 次第

日時：令和6年12月17日（火）協議会終了後

場所：保健文化センター2階 会議室

1 開会

2 議 題

- ・大網白里市コミュニティバス共通回数券の新料金区分の設定について

3 その他

4 閉会

配付資料

次第

席次

大網白里市地域公共交通活性化協議会分科会設置要領

・議題資料

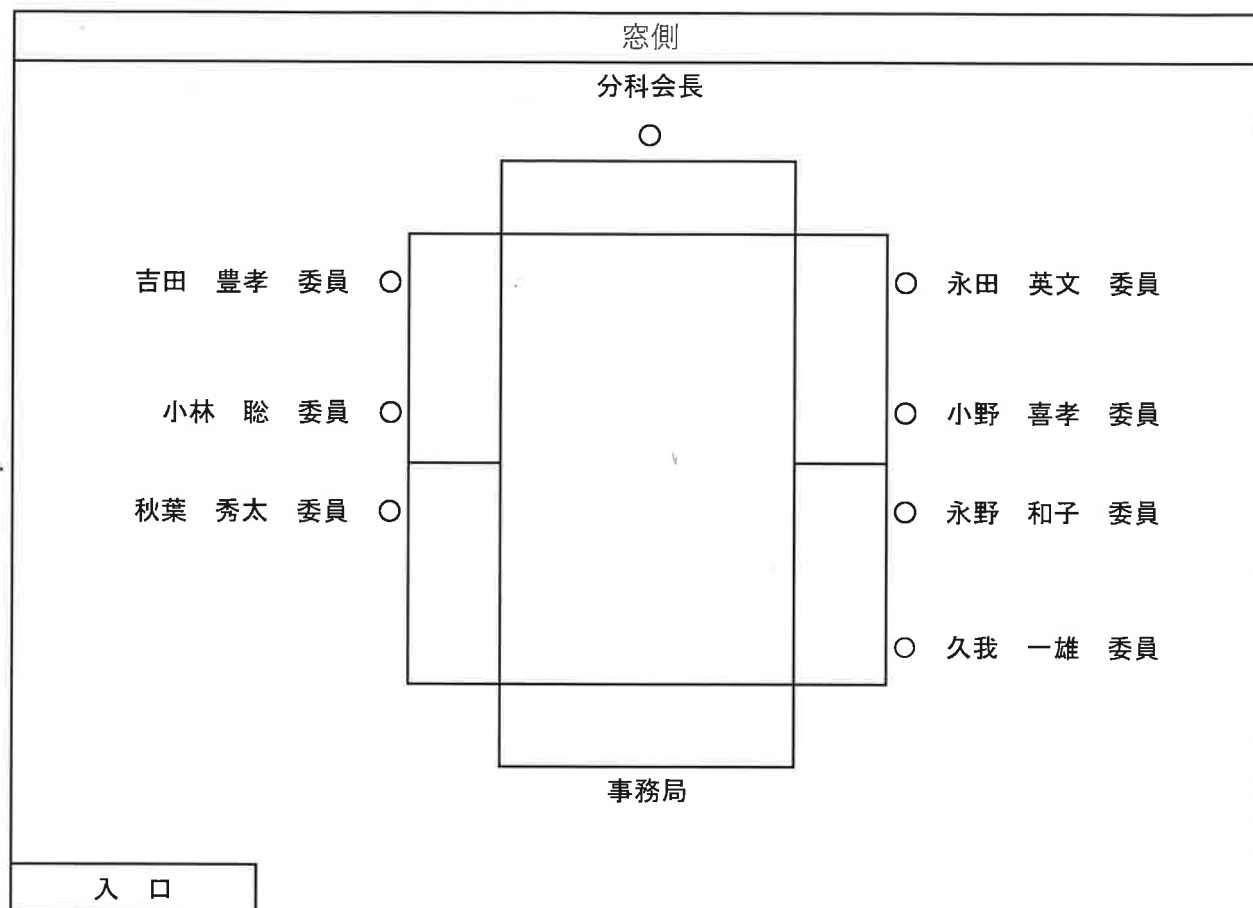
議題 大網白里市コミュニティバス共通回数券の新料金区分の設定について資料1

- ・道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書参考

令和6年度大網白里市地域公共交通活性化協議会 運賃協議分科会 席次表

日時：令和6年12月17日（火）協議会終了後

場所：保健文化センター 2階 会議室



大網白里市地域公共交通活性化協議会分科会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大網白里市地域公共交通活性化協議会規約(以下「規約」という。)

第12条第3項の規定により、分科会の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(分科会の役割)

第2条 分科会は、規約第3条各号に掲げる事項について協議し、その結果を大網白里市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)に報告するものとする。

(組織)

第3条 分科会は、企画政策課長のほか、協議会委員の中から会長が指名する者(以下「構成員」という。)をもって組織する。

(構成員の任期)

第4条 構成員の任期は、協議会でその都度定める。

(分科会長)

第5条 分科会に分科会長を置き、企画政策課長をもって充てる。

2 分科会長は、分科会を代表し、会務を総括する。

(分科会の運営)

第6条 分科会は分科会長が招集し、会議の議長となる。

2 分科会の議決方法は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

3 分科会は原則として公開とする。ただし、分科会長が必要と認めたときは非公開とすることができる。

4 分科会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 分科会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に務めるものとする。

(事務局)

第8条 分科会の事務局は、規約第13条に規定する事務局とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、分科会長が分科会に諮り定める。

附 則

この要領は平成20年6月6日から施行する。

附 則

この要領は平成25年1月1日から施行する。

大網白里市コミュニティバス共通回数券の新料金区分の設定について

(1) 市民、利用者及び利害関係者の意向について

市民、利用者及び利害関係者の意向を確認するため、下記期間においてパブリックコメントを実施したところ、特に意見等はありませんでした。

実施期間：令和6年11月1日（金）～11月30日（土）

実施方法：市ホームページ及び行政機関窓口において運賃設定の概要を公表し、意見を募集した。

(2) 共通回数券の新料金区分について

共通回数券種類

現 行	新料金区分	販売価格
100円券×11枚綴り	100円券×11枚綴り	1,000円
	150円券×11枚綴り	1,500円
200円券×11枚綴り	200円券×11枚綴り	2,000円
250円券×11枚綴り	250円券×11枚綴り	2,500円
500円券×11枚綴り	500円券×11枚綴り	5,000円

共通回数券販売実績（令和5年度）

100円券	107枚
200円券	58枚
250円券	103枚
500円券	26枚

【参考】

白里地区コミュニティバス運賃

区分	白里地区内 大網市街地内	白里地区内⇄ 大網市街地	白里地区内→カスミ カスミ→大網市街地
大人（中学生以上）	200円	500円	300円
小人（小学生）	100円	250円	150円
障がい者（障がい者手帳を提示の場合）	100円	250円	150円
運転免許自主返納者（運転経歴証明書を提示の場合）	100円	250円	150円
幼児（1歳以上～6歳未満）	・ 1人で乗車した場合100円 ・ 大人又は小人が同伴する幼児2名までは無料（3人以上の場合、3人目から小人運賃が必要）	・ 1人で乗車した場合250円 ・ 大人又は小人が同伴する幼児2名までは無料（3人以上の場合、3人目から小人運賃が必要）	・ 1人で乗車した場合150円 ・ 大人又は小人が同伴する幼児2名までは無料（3人以上の場合、3人目から小人運賃が必要）
乳児（1歳未満）	無 料		
小人の障がい者	50円	130円	80円
回数券	1,000円（100円券×11枚綴り） 2,000円（200円券×11枚綴り） 2,500円（250円券×11枚綴り） 5,000円（500円券×11枚綴り）		

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和6年12月17日に開催した大網白里市地域公共交通活性化協議会運賃
協議分科会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

共通回数券種類

現 行	新料金区分	販売価格
100円券×11枚綴り	100円券×11枚綴り	1,000円
	150円券×11枚綴り	1,500円
200円券×11枚綴り	200円券×11枚綴り	2,000円
250円券×11枚綴り	250円券×11枚綴り	2,500円
500円券×11枚綴り	500円券×11枚綴り	5,000円

2 運賃を適用する路線又は営業区域

大網白里市白里地区コミュニティバス（上り・下り）

3 適用する期間又は区間その他条件を付す場合には、その条件

特になし

4 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

秋葉タクシー有限会社

令和6年12月 日

大網白里市地域公共交通活性化協議会